

均等侵害を認めた一事例と時機に後れた攻撃防御方法の考察

知的財産事例研究会
弁護士法人中央総合法律事務所
弁護士 中務 尚子

—知財高裁平成26年3月26日判決 ロータリー式攪拌機用パドル特許権均等侵害事件
(平成25年(ネ)第10017号・10041号)
(原審：東京地裁平成25年1月31日判決 平成21年(ワ)第23445号)—

第1 事案の概要

発明の名称を「ロータリー式攪拌機用パドル及びオープン式発酵処理装置」とする特許（特許第3682195号。以下、この特許を「本件特許」といい、その特許権を「本件特許権」という¹⁾。）の特許権者であるAと、本件特許権について独占的通常実施権の許諾を受けたと主張する原告が、被告が製造販売する装置が本件特許権に係る特許発明の技術的範囲に属する旨主張して、被告に対し、特許法100条1項に基づく被告製品の製造及び販売の差止めと、不法行為に基づく損害賠償の支払を求めた事案である。

原審判決は、文言非充足として原告らの本件特許に係る請求を棄却したところ、本件特許とは別の特許に係る差止等が認められたために被告が控訴し、原告は損害賠償請求部分について附帯控訴した。控訴審において、原告は、本件特許について均等侵害を主張し、被告はこれに対応して損害論に関する追加主張した。Aは控訴していない。

原告は、控訴審の第1回口頭弁論期日前に提出した附帯控訴状及び準備書面により均等侵害を主張したが、かかる主張が時機に後れた攻撃防御方法となるかについても争われた。

第2 本件特許権

1 技術的な背景

本件特許の理解の一助のため、その技術的な背景について説明すると、発酵堆肥化を目的とす

1 判決文においては、本研究会で取り上げていない本件特許1との関係上、「本件特許2」あるいは「本件訂正発明2」（訂正後）と定義されているが、本研究会では、特許第3682195号のみに絞って議論するため、訂正前・訂正後を問わず、単に「本件特許」と読み替えている。

る発酵攪拌装置とは、有機質廃物（牛や豚など家畜の排泄物、食品生産工場から排出される生ゴミ、汚泥など）を、必要に応じて水分調整剤により含水率を調整したうえ、一定期間相応な温度で発酵させ、良質の堆肥を連続的に生産するためのものである。例えば、乳牛を飼育している場合、毎日多量の生糞が排泄されるので、これを発酵槽に投入し、その日1日分のバッチ毎に、一定期間発酵させることになる。その間、好気性の微生物の力で有機物を分解し、発酵によって病原菌等を殺滅するため、堆肥原料に堆肥原料に空気が行き届くよう堆肥原料全体を定期的に攪拌して発酵を適切な形で促進させる（以上、特許第3452844号の明細書の記載を参照）。

発酵攪拌装置のうち、伝統的なピット式発酵槽を用いる場合には、コンクリートの壁を四方に構築して、その長手方向の左右の壁の上面に一对のレールを敷設し、そのレール上を攪拌機を具備した台車が往復して走行し、ピット槽の堆肥原料を攪拌あるいは移動させる。一方、オープン式の発酵槽を用いる場合には、片側には壁を構築するが、他方の側は壁のない開放面とし、攪拌機を具備した台車が、壁のある側の壁上面にレールを敷設してそのレールを走行する車輪と、開放面の床面上を走行する車輪とで、オープン式発酵槽を走行するようにされている。

2 先行する改良発明としてのパドル

オープン式発酵槽の場合、発酵槽のなかを台車が往復して堆肥原料を攪拌する運動が繰り返されると、一方に壁がなく開放面であるために、堆肥原料が開放面の外方に拡散して堆肥原料の高さが低くなることや、堆肥原料が崩れて開放面側の床面を走行する台車の車輪を覆い台車の円滑な走行を阻害することなどの不都合が生じていた。このような不都合に対して、原告は、本件特許の出願前に、特願平11-260846号（特許第3574358号）による改良を試みている。

3 特許請求の範囲

本件特許の特許請求の範囲は以下のとおりである。

【請求項1】

有機質廃物を経時的に投入堆積発酵処理する長尺広幅の面域の長さ方向の1側に長尺壁を設け、その他側は長尺壁のない長尺開放側面として成る大容積のオープン式発酵槽を構成すると共に、該長尺壁の上端面にレールを敷設し、該レール上と該長尺開放側面側の面域上を転動走行する車輪を配設されて具備すると共に堆積物を往復動攪拌する正、逆回転自在のロータリー式攪拌機を横設した台車を該オープン式発酵槽の長さ方向に往復動走行自在に設け、更に該ロータリー式攪拌機は、該台車の幅方向に水平に延びる回転軸と、該回転軸の周面に且つその軸方向に配設された多数本の長杆の先端に板状の掬い上げ部材を具備するパドルとから成るオープン式発酵処理装置において、

前記ロータリー式攪拌機用のパドルであって、長杆の先端に、2枚の板状の掬い上げ部材を前後に且つ前後方向に対し傾斜させて配置し、その前側の傾斜板の外側面は斜め1側前方を向き、その後側の傾斜板の外側面は斜め1側後方を向くように配向せしめて配設したことを特徴とするパドル。

【請求項2】（構成要件の分説は判決文による）

A 2 有機質廃物を経時的に投入堆積発酵処理する長尺広幅の面域の長さ方向の1側に長尺壁を設け、

B 2 その他側は長尺壁のない長尺開放側面として成る大容積のオープン式発酵槽を構成すると共に、